

○筑北村移動販売車の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑北村の特産品販売、P R活動（以下「特産品P R活動」という。）及び地域活性化のための活動に対して支援を行うため、筑北村財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成17年筑北村条例第52号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき村が所有する移動販売車の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し車両)

第2条 貸出しすることができる移動販売車は、別表の車両とする。ただし、村の公務使用に支障があるときは、使用を許可しないものとする。

(対象者)

第3条 移動販売車を使用することができる者は、筑北村の特産品P R活動及び地域活性化のための活動を行う村内の個人又は団体とする。

(食品衛生責任者の選任等)

第4条 移動販売車を使用し飲食の提供を行おうとする者は、食品を取り扱う者の中から下記①～③いずれかの資格を有する食品衛生責任者を選任しなければならない。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項各号又は同法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者
- ② 栄養士、調理師、製菓衛生師又は食鳥処理衛生管理者の資格を有する者
- ③ 一般社団法人長野県食品衛生協会、又は他の都道府県の知事の登録を受けた食品衛生管理者養成施設の開催する食品衛生責任者養成講習を終了した者
(営業許可の取得)

第5条 移動販売車により、食品を調理、加工、製造及び販売する場合は、使用者の責任で営業許可を取得することができる。ただし、許可の種類及び手続きについては、保健所の指示に従い適切に行うものとする。

2 移動販売車により火気器具等を使用する場合は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出るものとし、消防署長の指示に従い適切に行うものとする。

(使用用途)

第6条 移動販売車の貸出しは、次に掲げる活動の場合に行うものとする。

- (1) 筑北村の産物を販売及びP R活動の用に供するとき。
- (2) 筑北村において製造、加工された商品の販売及びP R活動の用に供するとき。
- (3) 村内の地域活性化のための活動の用に供するとき。
- (4) その他村長が特に必要と認めた活動の用に供するとき。

(貸し出し期間)

第7条 移動販売車の貸し出し期間は、3日以内とする。ただし、村長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用申請)

第8条 移動販売車を使用しようとする個人又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の7日前までに、筑北村移動販売車使用許可申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に移動販売車を運転する者（以下「運転者」という。）の運転免許証の写しを添えて村長に提出するものとする。

(使用の許可)

第9条 村長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、筑北村移動販売車使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。この場合において、管理上必要な条件を付することができるものとする。

(使用の取消し等)

第10条 村長は、前条の規定により許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、移動販売車の使用を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

- (1) 災害等により緊急で、かつ、やむを得ない事由により、移動販売車を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 運行上その他の事情で移動販売車に支障が生じたとき。
- (3) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (4) 要綱又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。
- (5) その他、使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、移動販売車を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

(費用負担)

第12条 移動販売車の使用に要する費用は、使用者の負担とする。

(貸出し及び返還)

第13条 移動販売車は、原則として定められた保管場所から貸出しを行い、返還させるものとする。

2 使用者は、移動販売車の使用を終えたときは、公用車貸出使用簿に使用状況を記入し、使用した相当分の燃料を補給した上で、移動販売車の清掃を行い、村長の検査を受けるものとする。

(交通事故の処置)

第14条 使用者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、直ちに次の各号に定める順位により事故処理をするものとする。

- (1) 負傷者の救急処置及び救急車の要請
- (2) 道路上の障害物の除去及び二次的事故の防止
- (3) 所轄の警察署への通報
- (4) 目撃者の確保及び現場状況の記録
- (5) 事故の相手方の連絡先等の確認
- (6) 村長への事故状況の報告
(事故等の届出)

第15条 前条第6号に規定する報告は、移動販売車事故届出書（様式第3号）により、使用者が村長に届け出るものとする。

2 使用者は、当該事故に関し、村が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出するものとする。

3 使用者は、移動販売車を毀損し、又は亡失したときは、遅滞なく、移動販売車毀損等届出書（様式第4号）により村長に届け出るものとする。

（損害賠償）

第16条 使用者が交通事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすと共に、自賠責保険及び任意保険の約款等に基づき、村及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

2 交通事故等により村が損害賠償責任を負った場合は、使用者は、次の各号に掲げる部分について村に対し損害賠償を行うものとする。

- (1) 村が加入している自動車保険で補てんされる部分以外の部分
- (2) 村の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に関する部分以外の部分

3 村が、使用者に代わり使用者の負担すべき損害額を支払ったときは、使用者は、直ちに、その支払額を村に弁済するものとする。

4 交通事故以外で移動販売車を毀損し、又は亡失したときは、使用者の責任において現状に復し、又は村に対し損害賠償を行うものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

所管課	車両名	車両番号
総務課	トヨタ ライトエース	松本 800 す 3633